

理事会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第44条第1項の規定に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定める。

(理事会の構成)

第2条 理事会はすべての理事をもって構成し、理事は特段の事情がない限り、理事会に出席する義務を負う。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(種類と開催頻度)

第3条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、原則として年間5回開催する。

3 臨時理事会は、定款第37条第3項の規定によるものとする。

(理事会の開催方法)

第4条 理事会は、原則として理事及び監事が一同に会する方法で開催する。

2 理事会成立に必要とされる定足数は、定款第40条に基づき、全理事の過半数とする。但し、全員が一同に会することが困難な場合であって、必要な場合は、電磁的方法により開催することができる。

3 通常理事会において、電磁的方法での出席は全理事の3分の1を上限とする。

4 臨時理事会は、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により開催できる。

(招集通知)

第5条 理事会は会長が招集する。ただし、定款第37条第3項により理事が招集する場合及び同条第5項により監事が招集する場合を除く。

2 理事会を開催するには、少なくとも会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び目的を記載した書面をもって、各理事及び各監事に対して開催通知を発しなければならない。

3 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

4 前3項の規定に係らず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第6条 理事会の議長は、総務担当理事が務める。総務担当理事が欠席の場合、出席理事が担当する。

(書記)

第7条 理事会の書記は、会長及び第6条に定める議長を除く理事が交代で担当する。

(関係者の出席)

第8条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(採決)

第9条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決する。

2 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(理事会の決定すべき事項)

第10条 理事会は、下記に定める項目を含む本会の定款または他の規則に定める会の運営に関する事項を決定するものとする。

- (1) 会員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長の選定及び解職
- (5) 事務所の設置
- (6) 会員入会の承認
- (7) 入会金および会費の決定
- (8) 本会の定款第31条に定める理事が関わる取引の決定
- (9) 相談役および顧問の選任
- (10) 基金の募集
- (11) 財産の処分
- (12) 事業報告及び決算の承認
- (13) 委員会の設置
- (14) ブロック長の承認
- (15) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 本会の定款第32条第1項の責任の一部免除

(会長の選定及び解職)

第11条 本会の定款第25条第2項に定める代表理事については、別に定める役員候補者選出規則により会員総会において選出された理事の中から、理事会において選出される。

2 理事会の決議により、会長を解職することができる、そのときは、遅滞なく後任の会長を理事会において選出しなければならない。

(報告事項)

第12条 理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(議案の補足説明)

第13条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事又は議題若しくは当該議題にかかる議案の提案者に対し、その議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。

(議事録)

第14条 議事録の作成に際し、電磁的方法により理事会が開催された場合には、電磁的方法を用いて理事会を開催した旨の記述や、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが確認され、議案の審議に入った旨の記述をする。

2 議事録は、理事会で承認された議事録署名人がこれに署名若しくは記名押印しなければならない。

3 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を理事会専用ホームページ上に開示して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(理事の取引の取扱い)

第15条 本会の定款第31条に定める以下の取引に関しては、理事の承認を得なければならない。承認を受けた取引を行った場合には、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(委員会)

第16条 理事会は、その責任と権限の範囲において、本会の定款第57条により委員会を設置し、特定の課題を調査及び検討させることができる。

2 委員会は、調査及び検討等の結果を、理事会に具申する。

(事務局)

第17条 理事会の事務は、事務局がこれを行う。

(規則の改廃等)

第18条 この規則の改廃は、本会の定款第36条によるものとする。

附則

第1条 この規則は、平成26年5月25日開催の第1回理事会で制定し、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この規則は、平成28年3月13日開催の第12回理事会で改定し、平成28年4月1日から施行する。

第3条 この規則は、平成29年9月10日開催の第21回理事会で改定し、平成29年9月10日から施行する。

第4条 この規則は、平成31年3月10日開催の第28回理事会で改定し、平成31年4月1日から施行する。